

任意継続被保険者制度 ～資格取得から喪失まで～

任意継続被保険者制度

退職や勤務形態の変更などで被保険者の資格を失った場合でも、一定の条件を満たしていれば、継続して当健康保険組合の被保険者となれるしくみ。

